

報道機関各位

市民部環境課

赤穂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱を施行します。

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術助成金交付要綱の制定
日時	令和4年4月1日
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>飼い主のいない猫の繁殖抑制により個体数を減少させ、猫のふん尿による被害等を削減し、もって良好な住生活環境の保全に寄与することを目的として、赤穂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱を制定し、令和4年4月1日より施行します。</p> <p>要綱の主な内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・飼い主のいない猫に不妊・去勢手術等の措置を施し、終生飼養しようとする市民等に対し、予算の範囲内において不妊・去勢手術費助成金を交付します。</li><li>・助成金の交付対象は、市内に住所を有する者及び市内の自治会です。</li><li>・年度内に1人5匹（自治会においては10匹）まで申請できます。</li><li>・助成金の額は不妊手術（メス）1匹につき1万円、去勢手術（オス）1匹につき5,000円を上限とします。</li></ul>
問い合わせ先	部課係名：市民部環境課 担当者名：和田 祥平 電話：0791-43-6821（直通） FAX：0791-43-6892

○添付資料（有・無） ○ホームページへの掲載（有・無） ○議会報告（有・無）